平成２５年（フ）第１９４号
愛知県一宮市浅井町河端字柳下８番地　市営河端住宅434号
破産者　清水　洋司
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５５号
三重県松阪市大黒田町766番地14
破産者　村端　匡朋
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第５８号
三重県多気郡大台町上真手31番地33
破産者　小川　勇人
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第６２号
三重県松阪市末広町１丁目249番地26
破産者　田中　秀幸
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１１６号
滋賀県蒲生郡日野町松尾１丁目46番地　雇用促進住宅ひの宿舎２棟502号
破産者　平野　敬三
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２０号
和歌山県東牟婁郡太地町大字太地1918番地の２
破産者　加藤　妙子
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第５１号
島根県出雲市中野町858番地　サンエスタ21－Ａ－203
破産者　平田悠香里
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１９２号
岡山市南区浜野３丁目19番43号　佐藤コーポ101、開始決定時の住所岡山市南区豊成３丁目19番10号福寿豊成301
破産者　近藤　年久
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３７号
徳島県徳島市国府町和田字表６番地　ギャラック国府３　402号
破産者　木内　眞司
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５１号
広島県広島市安佐南区中筋１丁目９番６　ロイヤルニシムラ502号
破産者　田中　俊一
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０号
愛媛県今治市石井町３丁目１番31号　バロンコートＢ201号、前住所愛媛県今治市波方町小部甲415番地２
破産者　矢原　翔太
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第５１号
愛媛県今治市常盤町６丁目３番９号、前住所愛媛県今治市高地町１丁目甲2005番地２、前々住所愛媛県今治市大正町２丁目４番地１、前々々住所愛媛県今治市桜井団地５丁目２番地１
破産者　七津角勝明
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第３３号
高知県高岡郡佐川町黒原3143番地１
破産者　笹岡　真衣
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第５３３号
北九州市小倉北区吉野町11番27―1103号
破産者　川上　　渚
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５８５号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目９番５―502号
破産者　浦川　明奈
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８３号
佐賀県唐津市二タ子３丁目江の尻団地１棟309号　岡口イツ子方、住民票上の住所佐賀県唐津市二タ子３丁目４番38号
破産者　松井　千詠
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第５８号
大分県中津市1170番地
破産者　山口由利子
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２５２号
宮崎市東大宮４丁目17番２号
破産者　松浦　智子
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６８号
宮崎市恒久６丁目15番地１　サンケイマンション第６ビル310号、前住所宮崎市大字赤江1221番地２
破産者　河野　一美
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９７号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方7954番地12　グリーンハイツ菅渡８号室、前住所鹿児島県志布志市志布志町田之浦1207番地
破産者　谷口　健児
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第８４号
東京都品川区旗の台６―18―４
再生債務者　宮本　昌孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２９２号
東京都足立区梅田５－９―16―304
再生債務者　橋爪　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２６８号
東京都江東区豊洲３－５―21―223
再生債務者　今村　栄宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１３号
広島県福山市木之庄町２丁目13番48―507号
再生債務者　中森　淳互
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月10日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係